資料5-1

# 業務管理体制

# 業務管理体制について

介護サービス事業者(以下、「事業者」という。)は指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、指定を受けている事業所数に応じて、法令遵守等の業務管理体制の整備及び届出が義務づけられています。

[介護保険法 第115条の32] [介護保険法施行規則 第140条の39]

■業務管理体制整備の内容

法令遵守 マニュアル(規程)の整備

法令遵守責任者の選任

法令遵守に係る監査

法令遵守 マニュアル (規程) の整備

法令遵守責任者の選任

法令遵守責任者の選任

事業所数20以上100未満

事業所数100以上

※事業所数には、介護予防・介護予防支援を含む。 みなし指定・総合事業サービスは除く。

### 【参考】平成21年3月30日老発第0330076号通知 抜粋

項目	留意事項 ·
法令遵守責任者	法令遵守責任者とは、何らかの資格を求めるものではないが、少なくとも介護保険法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定。法務部門を設置していない事業者の場合には、 事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任すること。 なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではないこと。
法令遵守の規程	法令遵守の規程とは、事業者の従業者に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守の確保をするための内容を盛り込む必要があるが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はない。日常の業務運営にあたり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者の実態に即したものでよいこと。
法令遵守に係る 監査	法令遵守に係る監査とは、既に医療法、社会福祉法、特定非営利活動推進法等の規定に基づき、その監事又は監査役が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を持ち込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって、法令遵守に係る監査とすることができる。また、当該監査は、内部監査又は外部監査どちらの方法でもよい。

## 【届出先】

	届出先(監督権者)区分	届出先(監督権者)	
1	指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する法人	厚生労働大臣	
2	指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方 厚生局管轄区域に所在する法人	主たる事務所(法人所在地) が所在する都道府県知事	
3	指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する法人	指定都市の長(札幌市)	
4	指定事業所が同一中核市内にのみ所在する法人	中核市の長	
<b>⑤</b>	地域密着型サービスのみ行う法人であって、指定事業所が同一市 町村内にのみ所在する法人	市町村長	
6	①から⑤以外の法人	都道府県知事	

# ▶届出事項が変更した場合

### 【変更した場合】

事業者の名称・主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・ 住所・職名

法令遵守責任者の氏名・生年月日

- ※法令遵守マニュアル(規程)
- ※法令遵守に係る監査

指定地域密着型サービス事業所の変更届書の提出 (介護保険法第78条の5(第115条の15))

変更届の提出

指定権者 (小樽市)

#### 業務管理体制に係る変更届の提出

介護保険法第115条の32第3項に基づく 業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)の 提出

※事業者の規模により監督権者に届出が必要となります。

### 監督権者

(小樽市・北海道・厚生労働省)

▶ 監督権者が変更になる場合(区分の変更)

事業所の増加(減少)等により監督権者区分の変更が生じた場合

両方に提出

以前の区分 の監督権者

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書の提出

新しい区分の監督権者

区分の変更となる場合は、事業者番号(Aから始まる17 桁の番号)が変更されますので、ご留意ください。

事業所指定時の番号とは異なります。

※届出事項の変更及び区分の変更等がありましたら、すみやかに(変更後10日以内が望ましい)変更等の届出を提出してください。

# 業務管理体制に係る検査について

### 1 一般検査

- ・ 業務管理体制の届出内容や運用状況について、書面による点検を概ね6年に1回実施
- · 書面報告に不備・不明瞭な点がある場合、事業者に対して質問又は立入検査を<mark>実施</mark>

### 2 特別検査

- ・ 指定等取消処分相当事案が発生した場合に、事業者の組織的な関与の有無を検証
- · 一般検査実施中に前項目に該当する事実が判明した場合は、直ちに特別検査を実施

# 一般検査の実施について

■令和5年度に一般検査を実施します。

	事項(流れ)	実施(予定)時期
1	一般検査実施計画の通知	令和5年3月
2	一般検査実施の通知	令和5年6月
3	一般検査の書面検査	令和5年8月末まで
4	(不備等がある場合)運用状況を徴取し、状況に応じ改善報告を求める	随時
5	(改善が見込まれない場合)立入検査	随時

書面検査で提出していただく様式については、現在見直しをしています。決まりまし<mark>たら、小樽市ホーム</mark>ページに掲載します。